

## 兵庫県小野市基本計画（第2期）

### 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

#### （1）促進区域

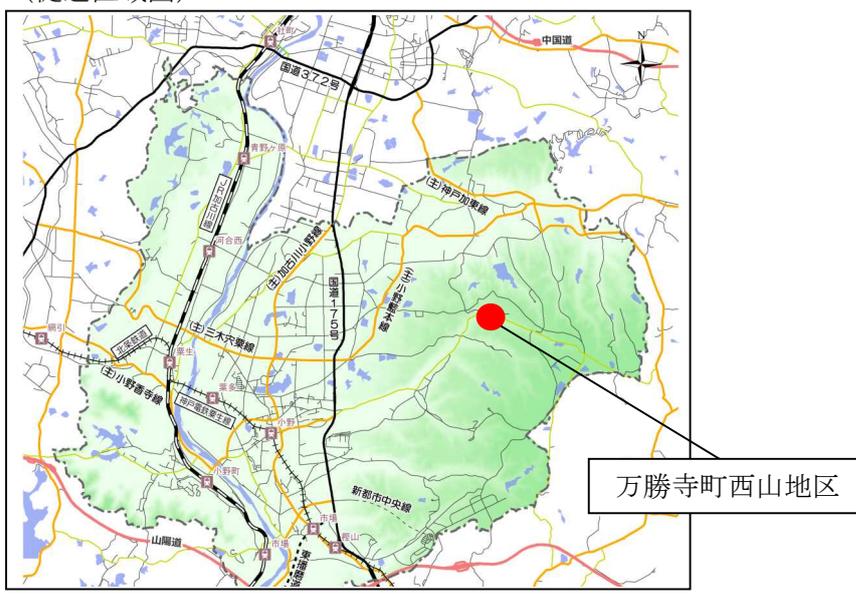
設定する区域は、令和5年12月1日現在における兵庫県小野市の行政区域とし、概ねの面積は、9,384haである。

本区域は下表のとおり環境保全上重要な地域を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

（環境保全上重要な地域）

地域名	有無
自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域	—
〃 自然環境保全地域	—
〃 都道府県自然環境保全地域	—
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定する生息地等保護区	—
自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する国立公園区域	—
〃 国定公園区域	—
〃 都道府県立自然公園	○
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区	○
環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落	—
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	—
自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づく自然再生事業の実施地域	—
シギ・チドリ類湿地渡来湿地	—
国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等	○

（促進区域図）



## (2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

### 【地理的条件】

小野市は、兵庫県の南東部播磨平野中央部に位置し、市域の東部には子午線が通り、西部には、県下最大級の流域を持つ一級河川加古川が北から南へ流下している。市域西部の河川の両側に沖積層からなる比較的広い平野を擁し、市域東部では丘陵及び緩やかな山岳地帯を形成している。

東・北は加東市、西は加西市、南は加古川市・三木市と隣接している。小野市の気候は、臨海部に比べると内陸性ではあるが瀬戸内海気候に属しており、平均気温は、16℃と温暖である。また、年間降水量は平均 1,100mm と全国的に見ても少ない。さらに降水量の月別分布は温暖期に多く、寒冷期に少ないという、いわゆる表日本型である（気象観測記録（小野市消防本部））。

### 【インフラの整備状況】

交通体系は、小野市を挟んで南に山陽自動車道、北に中国自動車道が横断し、ダブルアクセスが可能となっており、その2つの高速道路を結ぶ4車線化された国道175号が市の中央部を南北に縦断する交通の要衝である。これらの道路を利用することにより、大阪方面から約1時間で小野市へのアクセスが可能となっている。

また、加古川市と小野市を結ぶ、地域高規格道路「東播磨南北道路（東播磨道）」により東播磨地域への移動時間が短縮され、物的交流の促進が期待されている。

鉄道アクセスにおいては、市西部を走る西日本旅客鉄道加古川線、市南部を走る神戸電鉄粟生線が粟生駅を中心に鉄道網を形成し、東は神戸方面、西は加西方面、南は加古川方面、北は西脇・丹波方面へと放射状に伸びている。

### 【産業構造】

小野市の産業は、そろばん・木工工芸品・家庭刃物などの地場産業を中心に発展してきた歴史を有している。そろばんにおいては、昭和35年の最盛期には年間360万丁を製造してきたが、電子計算機器の普及により、年間約7万丁にまで減少しているものの、現在でも出荷量については、全国一の約70%を占めている（播州算盤工芸品協同組合調べ）。

また、家庭用刃物については、「播州刃物」という名称で全国的に知られ広く親しまれてきた。現在は海外への販路を開拓し、その切れ味、デザインが好評を得ているが、これら地場産業は後継者不足の問題と合わせ、消費者ニーズの多様化や外国製品の進出によって厳しい状況下に置かれている。

一方、近年では、市内全出荷額の5割を占める「小野工業団地（94.6ha）」や「小野流通等業務団地（32.0ha）」、兵庫県と小野市の共同事業である「ひょうご小野産業団地」（40.9ha）に、物流業や製造業を中心とした企業が40社立地するなど、活発な産業活動が行われている（2020年工業統計調査）。

特に、「ひょうご小野産業団地」については、「東播磨南北道路」の全線開通、三木SAと小野工業団地を直結する「三木SIC」の開通により、利便性が飛躍的に伸び、地域経済の活性化が期待される。

＜参考＞小野市の製造品出荷額等 (万円・%)

	製造品出荷額等	うち工業団地等の 製造品出荷額等	工業団地等比率
平成30年	28,672,575	13,914,997	48.5
令和元年	29,795,873	14,707,893	49.4
令和2年	29,728,851	14,338,286	48.2

(出典：2020年工業統計調査)

【人口分布の状況】

小野市の総人口は、2020年の国勢調査（確報値）によると、47,562人となっている。近隣市において人口減少が顕著となる中、土地区画整理事業をはじめとする人口の受け皿づくりの推進と高校3年生までの医療費完全無料化や3～5歳児の保育料無料化など県内屈指の子育て支援を実施している。これらの施策推進により、2015年から2020年にかけての人口増加率は△2.10%と、微減にとどまっており、年少人口の割合は県下6位となっている（2020年国勢調査）。

また、観光資源については、ともに国宝である大仏様（だいぶつよう）建築の「浄土堂」と仏師快慶の大作「阿弥陀三尊立像」で有名な「国宝浄土寺」、さらには、播磨中部丘陵県立自然公園の中心に位置する「鴨池公園」、年間77万人が来場する「ひまわりの丘公園」など豊かな自然に恵まれた様々な観光スポットを有している。

＜参考＞兵庫県における年少人口割合上位6市町 (人・%)

	年少人口割合 2020.10.1	年少人口 2020.10.1	総人口 2020.10.1	総人口 2015.10.1	人口増減率 2015→2020
太子町	14.5	4,862	33,477	33,690	+0.63
播磨町	14.2	4,788	33,604	33,739	△0.40
伊丹市	13.7	27,159	198,138	196,883	+0.64
明石市	13.6	41,159	303,601	293,409	+3.47
西宮市	13.4	65,108	485,587	487,850	△0.46
小野市	13.3	6,329	47,562	48,580	△2.10

(出典：2020年国勢調査)

## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

### (1) 目指すべき地域の将来像の概略

小野市では、雇用者数の約4割、売上高の約6割、付加価値額の約5割が製造業となっており、製造業を中心とした経済構造をなしている（R3 経済センサスー活動調査）。

<参考>小野市における産業大分類別従業者数・事業所数・付加価値額

	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	付加価値額 (百万円)
製造業	9,662	404	25,952
(製造業が全体に占める割合)	39.81%	20.40%	48.40%
卸売業, 小売業	3,773	462	5,845
医療, 福祉	3,516	152	9,506
宿泊業, 飲食サービス業	2,140	192	934
サービス業 (他に分類されないもの)	1,123	138	1,433
運輸業, 郵便業	858	52	1,892
生活関連サービス業, 娯楽業	799	137	1,310
建設業	697	149	4,117
不動産業, 物品賃貸業	359	95	1,147
学術研究, 専門・技術サービス業	284	72	793
教育, 学習支援業	277	46	312
農業, 林業	248	28	155
金融業, 保険業	233	24	12
複合サービス事業	208	14	8
電気・ガス・熱供給・水道業	80	8	139
情報通信業	9	6	69
鉱業, 採石業, 砂利採取業	4	1	0
漁業	0	0	0
合計	24,270	1,980	53,624

(出典：R3 経済センサスー活動調査)

これらを踏まえ、小野市では、地域に根ざした家庭用刃物などの地場産業を活用したもののづくりを支援すると同時に、市内製造出荷額の上位を占める金属製品、食料品等において成長性の高い新事業への参入を支援するなど、市内投資の強化を図り、生産性の向上、雇用の量・質の確保、将来成長産業の育成、労働環境の改善などを促進する（2020年工業統計調査、R3 経済センサスー活動調査）。

＜参考＞小野市における産業中分類別従業者数・事業所数・製造品出荷額等

	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	製造品出荷額等 (百万円)
食料品製造業	3,282	16	69,495.89
金属製品製造業	1,517	42	36,557.73
鉄鋼業	687	1	(非公表)
はん用機械器具製造業	649	11	18,582.89
化学工業	526	8	49,621.93
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	490	11	16,710.88
電気機械器具製造業	470	4	16,242.82
生産用機械器具製造業	365	14	7,452.61
窯業・土石製品製造業	280	16	12,289.28
輸送用機械器具製造業	280	7	7,569.64
印刷・同関連業	261	5	4,029.03
繊維工業	259	3	8,744.27
パルプ・紙・紙加工品製造業	171	8	6,342.15
電子部品・デバイス・電子回路製造業	96	1	(非公表)
家具・装備品製造業	62	4	1,580.97
非鉄金属製造業	58	2	(非公表)
木材・木製品製造業（家具を除く）	41	4	294.80
ゴム製品製造業	41	1	(非公表)
その他の製造業	38	5	(非公表)
石油製品・石炭製品製造業	27	2	(非公表)
情報通信機械器具製造業	5	1	(非公表)
業務用機械器具製造業	4	1	(非公表)
その他の製造業（秘匿対象を含む）	(非公表)	(非公表)	25,443.22

（出典：2020年工業統計調査、R3経済センサスー活動調査）

また、物流関連産業においても、山陽自動車道、中国自動車道、国道175号を中心とした既存の交通インフラを最大限活用するため、主要地方道や地域高規格道路等を整備し、更なる物的交流を促進することにより、地域産業の活性化を図る。

**（2）経済的効果の目標**

1件あたり平均5,284万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を8件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.27倍の波及効果を与え、促進区域で5億3,685万円の付加価値を創出することを目指す。

また、KPIとして、地域経済牽引事業の新規承認事業件数を設定する。

**【経済的効果の目標】**

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	2億6,842万円	5億3,685万円	+100%

(算定根拠)

- ・現 状：5,284万円×4件×1.27≒2億6,842万円
- ・計画終了後：5,284万円×8件×1.27≒5億3,685万円
- ※小野市の地域経済牽引事業計画承認実績：4件
- ※地域経済牽引事業の承認事業件数目標は過年度の新規企業立地実績等を基に8件に設定。

**【任意記載のKPI】**

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規承認事業件数	4件	8件	+100%

**3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項**

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

**(1) 地域の特性の活用**

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において、記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

**(2) 高い付加価値の創出**

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が5,284万円(兵庫県の1事業所あたり平均付加価値額(経済センサスー活動調査(令和3年)))を上回ること。

**(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果**

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で1%以上増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で1%以上増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で1%以上増加すること
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で1%以上増加すること

**4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域**

**(1) 重点促進区域**

重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。

なお、本区域については、市街化調整区域及び遊休地は存在しない。

また、本区域内に環境保全上重要な区域は含まない。

### 【重点促進区域】

万勝寺町西山地区（万勝寺町字西山）

#### （概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は約 21.2（うち農地（牧場・採草放牧地）20.3）ha であり、区域全体が都市計画区域外にある農用地区域となっている。

本区域は、市域の中東部に位置し、市内全出荷額の約 5 割を占める小野工業団地（約 9 分、5.8km）や小野流通等業務団地（約 10 分、7 km）、ひょうご小野産業団地（約 10 分、約 7.2km）、さらには浄谷工業団地（約 4 分、約 1.7km）や浄谷南産業用地（約 7 分、約 3.6km）までのアクセスが容易である市域で唯一広大な用地面積を確保することができる土地である。

また、操業上の環境制約が少ないこと、さらには農業従事者の就業の場になることが期待されるなど、他の市域にはない潜在的な強みを持ち、地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域は農用地区域であるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

#### （関連計画における記載等）

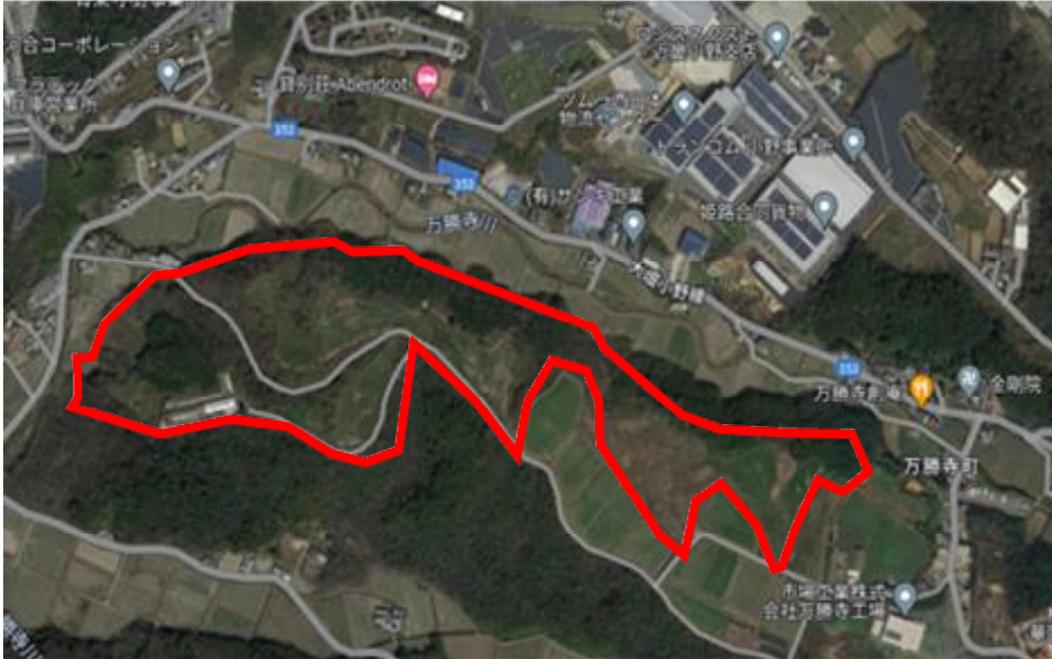
本区域は、都市計画区域外にあり、小野市都市計画マスタープランには、都市計画区域外について、「近年、工業系の土地利用が進んでいる」土地利用概況にあることから、「工業エリアにおいては、既存工場の生産機能の維持・充実のため、周辺環境を整備するとともに、豊かな自然環境との調和を図る」ことを整備方針に掲げている。

特に、本区域は、畜産が盛んな時には自給飼料の供給のための有効な土地利用がなされていたものの、現在では担い手の高齢化等に伴い、畜産を休止しているため、自給飼料を生産しておらず、効果的な土地利用が図れていない。

こうした背景もあり、本区域を旧企業立地促進法に基づく本市の基本計画における重点促進区域に位置付けており、小野農業振興地域整備計画書においても「企業立地促進法に係る「産業集積の形成・活性化に関する基本的な計画」に基づき、企業立地重点促進区域に指定する万勝寺町西山地区の採草放牧地については、農業従事者の就業の場を創設するため企業誘致を図る地域として、農業と工業等の調和のとれた土地利用に努める。」と記載されている。

このため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業については、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、農業振興地域整備計画との調和を図っていくものとしている。

(地図)



## (2) 区域設定の理由

既成市街地については、小野工業団地、小野流通等業務団地、浄谷工業団地（6.1ha）については、いずれも完売で操業を行っており、ひょうご小野産業団地についても、全区画で事業者との売買契約が完了し、次々と工場等が立地されている。

また、市内の市街化区域内及び農業振興地域のうち農用地区域外の地域内は、住宅等が密集しており、事業規模に見合う用地を確保することは困難であり、市街化調整区域の産業拠点区域、流通拠点区域においても、既に企業が立地し、周辺は集落や点在する農業用倉庫、ほ場整備された農地のほか、大部分が山林で、拡張の余地はなく、事業規模に見合う広さの土地はない。

こうした中、小野農業振興地域整備計画書においては、「平成 29 年度、万勝寺町西山地区の農用地において、地域未来投資促進法に基づく重点促進区域に指定し、地域の経済を牽引する企業の誘致を図り、農業従事者の就業の場を創出する。」と記載があるように、本区域が持つ操業上の環境制約が少ないことや交通ネットワークの優位性と広大な用地確保が市域内で唯一可能な区域であること、さらには農業従事者の雇用の場に繋がるなど市域全域に好循環をもたらすことが見込まれるため、重点区域に設定する必要がある。

なお、本区域は、農用地区域の縁辺部に位置し、農用地区域外の山林や宅地、県道、市道に囲まれた土地であるため、農用地区域を除外された後においても、農用地の集団性を阻害するものではなく、農用地区域の土地の効率的かつ総合的な土地利用に支障を及ぼす恐れもない。

## (3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

設定する区域は、2023 年 12 月 1 日現在における地番により、下記のとおり定める。

万勝寺町字西山 1094 番、1095 番、1096 番

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①小野市における金属製品製造業、食料品製造業等の産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②山陽自動車道、中国自動車道等の交通インフラを活用した物流関連産業分野

(2) 選定の理由

- ①小野市における金属製品製造業、食料品製造業等の産業の集積を活用した成長ものづくり分野

本市において、金属製品製造業は、市内製造業の約 25%を占める最も事業所数が多い業種であり、製造品等出荷額が 36,577.7 百万円（本市の全製造業において約 13%を占める）であるとともに、付加価値額が 15,507.1 百万円である。さらに、付加価値額、労働生産性、従業者数の特化係数（当該地域における金属製品製造業の付加価値額、労働生産性、従業者数の構成比÷全国における金属製品製造業の付加価値額、労働生産性、従業者数の構成比）は、それぞれ、8.85、1.04、5.20 と、いずれも全国平均を上回っている（R3 経済センサスー活動調査）。

例えば、モバイル機器の心臓部であるプリント基板の微小な穴開けドリル用の素材分野で世界シェアの 7 割を占めるメーカーの立地をはじめ、製品を効率的かつ迅速に供給することを可能にする研究開発分野を担う企業、さらには金属加工機械の総合メーカーとして「マザーマシン（機械をつくる機械）」を造る企業など関連会社が集積している。

また、食料品製造業は、製造品等出荷額が 69,495 百万円であるとともに、本市の全製造業において第 1 位の約 25%を占める。さらに、本市の製造業における 1 事業所当たりの平均従業者数が 57.54 人に対し、食料品製造業では 205.13 人と平均値をはるかに上回っている。

特に、国内屈指のハム、ソーセージの製造ラインを備えた基幹工場と研究施設が併設された企業や包装などのプラスチック製造業をはじめとする関連企業が立地しているため、域内の企業間連携により、自律的な経済発展を遂げることが期待できる。

以上のように、金属製品製造業、食料品製造業等の産業の集積が地域の特性であり、これらの集積を核として、新たな事業所の増加及び付加価値の高い製品づくりを実現し、成長ものづくり分野での稼ぐ力を強化する。

<参考>小野市における産業中分類別従業者数・事業所数・平均従業者数・製造品出荷額等

	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	平均従業者数 (人/事業所)	製造品出荷額等 (百万円)
食料品製造業	3,282	16	205.13	69,495.9
(食料品が製造業全体に占める割合)	34.16%	9.58%	—	24.74%
金属製品製造業	1,517	42	36.12	36,557.7
(金属製品が製造業全体に占める割合)	15.79%	25.15%	—	13.01%
製造業合計	9,609	167	57.54	280,958.0

(出典：2020 年工業統計調査、R3 経済センサスー活動調査)

## ②山陽自動車道、中国自動車道等の交通インフラを活用した物流関連産業分野

本市は東播磨地域のほぼ中央に位置し、南は山陽自動車道、北は中国自動車道が横断している。その2つの高規格幹線道路を結ぶ4車線化された国道175号が市の中央部を南北に縦断する交通の要衝であり、大阪、神戸などの阪神間まで自動車です約1時間の距離にある。これらの恵まれた交通網は、近畿圏内へのアクセスを容易にし、市内全出荷額の5割を占める「小野工業団地」や「小野流通等業務団地」の今日に至る発展に大きく寄与している。また、本市では、小野工業団地から隣接する三木市への接続道路となる市道4331号の開通や国道175号から小野工業団地を結ぶ市道4328号（新都市中央線）の全線開通、さらには、兵庫県と共同で進める「ひょうご小野産業団地」の基幹道路となる市道4460号（新都市南北線）の整備など、新たな道路ネットワークの形成を進めている（2020年工業統計調査）。

特に、現在進捗中の小野市と加古川市を結ぶ「東播磨南北道路（東播磨道）」の整備により、東播磨地域への移動（国道175号から国道2号まで）時間が12分短縮されるなど、さらなる物的交流の促進が期待できる。

加えて、今後は、既存の工業団地から山陽自動車道までの所要時間を短縮できる「スマートインターチェンジ」を設置するなど、本市が持つ交通ネットワークのポテンシャルを強化し、さらなる利便性の向上を図ることで「西日本の物流拠点」としての基盤を構築していくものとする。以上のように、本市の特性である山陽自動車道や中国自動車道等の交通インフラを活用し、更なる物的交流を促進することにより、物流関連産業分野における稼ぐ力を強化するとともに、本市内のものづくり産業をはじめとする他の産業との取引拡大を図るなどの波及効果を生み出すことにより、地域産業のさらなる活性化を目指す。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1) 総論

地域の特性を生かして、成長ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

### (2) 制度の整備に関する事項

#### ・固定資産税相当額の交付措置の運用

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、固定資産税相当額の交付措置に関する条例（小野市産業立地促進条例（平成25年小野市条例第20号））を制定している。現在の要件等は地域経済牽引事業における活用を視野に入れて制定したものであり、地域経済牽引事業に取り組む事業者が積極的な投資を図れるよう運用している。

### (3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

#### ・オープンデータの推進

進化するICTをさまざまな分野で活用し、行政サービスの利便性の向上と地域の活性化を図るため、小野市では、行政や公的機関などが業務で蓄積した情報のオープンデータ化に関する取組を進めていく。

**(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応**

・相談窓口の対応

小野市地域振興部産業創造課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合は、各課内で協議の上、対応する。

**(5) その他の事業環境整備に関する事項**

①企業誘致活動の推進

兵庫県及びひょうご・神戸投資サポートセンターと連携し、立地情報の収集と企業訪問等による本市PR活動に努める。

②兵庫県等の立地インセンティブの活用による企業立地の促進

本市産業立地促進条例に伴う支援策の他、兵庫県等が独自で実施している企業誘致インセンティブについて、様々な機会を捉えてPRするとともに、最大限に活用した誘致活動を展開する。

③ハローワーク西脇との連携による支援

ハローワーク西脇と連携し、市内企業の人材確保、求人充足に向けた支援を行う。

④SDGsの推進

小野商工会議所及び株式会社みなと銀行との間で締結した連携協定に基づき、SDGsの実現に向けた取組を推進し、地域の賑わい、活性化を促進し、持続可能で発展し続ける好循環の仕組みを構築する。

**(6) 実施スケジュール**

取組事項	令和6年度	令和7～9年度	令和10年度 (最終年度)
<b>【制度の整備】</b>			
固定資産税相当の交付措置創設	運用	運用	運用
<b>【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】</b>			
オープンデータの推進	二次利用可能データの抽出	データ提供環境の整備及び運用	運用
<b>【事業者からの事業環境整備の提案への対応】</b>			
相談窓口での対応	随時	随時	随時
<b>【その他】</b>			
①企業誘致活動	随時	随時	随時
②県インセンティブ活用による立地促進活動	随時	随時	随時

**7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項**

**(1) 支援の事業の方向性**

地域一体となった地域経済牽引事業の推進に当たっては、兵庫県が設置するひょうご産業活性化センター、兵庫県立工業技術センター、株式会社みなと銀行をはじめとする地域金融機関、小野商工会議所など、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、小野市及び兵庫県では、これらの支援機関の多数を含んだ連携支援計画の作成が行われることを目標として、関係支援機関の理解醸成に努める。

## (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

### ①公益財団法人ひょうご産業活性化センター

中小企業支援の総合的プラットフォームとしての役割を果たすため、中小企業の創業・連携の支援、経営強化の支援、事業推進の支援などを行う。

創業・連携の支援として、「起業プラザひょうご」による販路開拓・資金調達支援や「ひょうご農商工連携ファンド事業」による中小企業者と農林漁業者との新商品開発支援、助成金による起業家支援に加え、「下請企業の取引振興の支援」のため受注機会の拡大に資する「取引商談会」の開催、「下請けかけこみ寺」等による「苦情紛争処理」を行っている。

経営強化の支援として、中小企業診断士等による「総合窓口相談」等の経営相談や経営専門家の派遣に加え、「よろず支援拠点」のサテライト相談所機能の拡充により、中小企業の多様な経営課題の解決を支援する。

また、新たな受注獲得や技術革新等企業の成長及び経営の安定化に不可欠な中小企業の設備投資の促進を図るため、「設備貸与事業」を行っている。

さらに、産業団地、工場適地等の情報提供による立地支援、及び海外販路開拓や生産拠点設立など中小企業の海外ビジネス展開支援を行っている。

### ②兵庫県立工業技術センター

兵庫県立工業技術センターにおいては、中小企業のものづくり基盤技術の向上を図るため、技術相談や技術研究開発支援、技術者育成等に取り組んでいる。

当センターではこうした取組を積極的に進めるため、保有する機器の利用を企業に開放し、企業の技術者が機器を操作して分析、評価を行うことで問題解決や新製品の開発を支援する。

保有機器の開放以外にも、中小企業の技術開発ニーズに加え、兵庫県の基盤産業の基盤的技術ニーズに対応した企業、大学等との連携により、プロジェクト型の技術開発を支援する。

### ③株式会社みなと銀行

地域の活性化を図るために市と締結した包括連携協定により、事業者の設備投資に関する情報交換を行い、事業者への必要な支援施策の情報提供等によるスムーズな事業化を推進する。

### ④小野商工会議所

既存産業の高度化や経営革新に向けたセミナーの開催、経営革新・経営改善等に意欲のある中小企業に対して、経営専門家を派遣する等の事業に取り組んでいる。

また、金融個別相談や経営改善資金制度講習会を開催するとともに、金融対策事業にも取り組むなど、市内中小企業にとって身近な相談窓口として支援している。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たっては、多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮することとし、希少な野生動植物種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

## **(2) 安全な住民生活の保全**

### **【安全な市民生活の確保】**

兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより、県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成 18 年 4 月に「地域安全まちづくり条例（平成 18 年兵庫県条例第 3 号）」を施行したところである。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業の集積によって、特殊詐欺を始めとした犯罪及び事故を防止し、又は地域の安全と平穏を維持するため、住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

#### **①防犯に配慮した環境の整備**

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯カメラ、防犯灯、街路灯等を設置する。また、道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置により見通しを確保する。

#### **②事業所における防犯設備等の整備**

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

特に、特殊詐欺の被害が多発している情勢に鑑み、金融機関やコンビニエンスストアのほか、管理施設内に ATM が設置されている事業所及び電子マネーを販売する事業所については、確実に防犯責任者を設置した上で、当該事業所における ATM 利用者や電子マネー購入者に対する声掛けを促進し、特殊詐欺被害の未然防止を図る。

#### **③防犯責任者の設置**

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

#### **④警察への通報体制の整備**

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

#### **⑤地域住民等との連携した防犯ボランティア活動の実施**

青色回転灯等を整装備した自主防犯活動用自動車（いわゆる「青色防犯パトロールカー」）による防犯活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動へ参加・協力する。

#### **⑥不法就労等の防止**

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

#### ⑦特殊詐欺被害の未然防止

様々な事業活動を通じて、特殊詐欺の主な被害者層である高齢者やその家族等に対して、防犯情報を提供し、地域における被害防止への気運を醸成する。

また、コンビニエンスストアにおいて電子マネーを購入しようとする高齢者や、携帯電話で通話しながらATMを操作している高齢者に対しては、地域ぐるみで声掛けを行うことで被害の未然防止がなされるように、特殊詐欺の手口や防犯対策に関する情報について、地域で共有を図る。

地域経済牽引事業にかかる施設整備の検討にあたっては、管轄警察署と協議を行い、街灯の設置などの防犯対策を図るとともに、歩行者の安全な通行のための歩道設置、信号機設置、駐車禁止対策等の安全対策を図る。

なお、地域経済牽引事業にかかる施設整備にあたっては、歩行者の安全確保のための出入り口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備の設置等、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図る。

今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部、管轄警察署等と連携を図りながら、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図っていく。

#### 【地域犯罪防止力の向上】

本市では、地域における犯罪抑止力を高めていくため、子供の登下校時を見守るために各学校に配置されているスクールガードや住民主体の地域での防犯活動組織と警察署・学校等関係機関と連携を深め、犯罪の防止と発生時の被害の軽減や早期解決に向けて広報誌や防災メール等の媒体を活用した広報・啓発活動の推進や自治会単位での住民のつながりを基盤にした防犯活動の推進を図っていく。

#### (3) その他

- ・PDCA体制の整備等

小野市地域経済牽引事業評価検討会（仮称）を開催し、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを年1回実施し、効果の検証と事業見直しについてホームページ等で公表する。

### 9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

#### (1) 総論

##### (農地及び市街化調整区域の範囲)

重点促進区域は、都市計画区域外であるため、市街化調整区域は存在しないが、次のとおり農地が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

##### 【重点促進区域：地図上の位置】

(農地)

万勝寺町字西山 1094 番、1095 番、1096 番

(地区内における公共施設整備の状況)

本区域の周辺においては、区域に近接して一般県道大畑小野線（県道 353 号）が整備され、国道 175 号に接続しており、山陽自動車道の結節点である三木小野インターチェンジ（約 15 分、約 8 km）や、中国自動車道の滝野社インターチェンジ（約 30 分、約 14km）へのアクセスが容易である。

区域内への進入路である市道 6344 号線の幅員は約 4.0m であり、電気、水道等のインフラは未整備であるが、公共施設の整備については、地域経済牽引事業を実施する事業者がこれを行うものとする。

（地区内の遊休地等の状況）

重点促進区域の区域内においては、遊休地等は存在しない。

（他計画との調和等）

本市では、「小野市における金属製品製造業、食料品製造業等の産業の集積を活用した成長ものづくり分野」「山陽自動車道、中国自動車道等の交通インフラを活用した物流関連産業分野」を地域経済牽引事業に位置付けている。一方で、市域内の小野工業団地、小野流通等業務団地、浄谷工業団地については、いずれも完売で操業を行っており、空きはなく、浄谷南産業用地及びひょうご小野産業団地についても、事業者との売買契約が完了し、工場等が立地される予定である。

また、市内の市街化区域内及び農業振興地域のうち農用地区域外の地域内は、住宅等が密集しており、事業規模に見合う用地を確保することは困難であり、市街化調整区域の産業拠点区域、流通拠点区域においても、既に企業が立地し、周辺は集落や点在する農業用倉庫、ほ場整備された農地のほか、大部分が山林で、拡張の余地はなく、事業規模に見合う広さの土地はない。

こうした中、農地として重点促進区域に設定された万勝寺町字西山 1094 番、1095 番、及び 1096 番については、旧企業立地促進法に基づく本市の基本計画における重点促進区域に位置付けている。

また、小野農業振興地域整備計画書においても、「万勝寺町西山地区の採草放牧地 20.3ha において、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業を推進し、農業と工業等の調和のとれた土地利用を進める。」と記載があるように、地域の土地利用の状況を踏まえ、農地と他の土地利用との整序化を進め、農地の有効利用を図っていく。

なお、当該区域は農用地区域の緑辺部に位置し、農用地区域外の山林や住宅、県道、市道に囲まれた土地であるため、農用地の集団性を阻害するものではなく、農用地区域の土地の効率的かつ総合的な土地利用に支障を及ぼす恐れはない。

こうしたことから、当該区域において、地域の農産物等を活用した食料品製造業等の産業の集積を行うことなどは、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業の用に供されるものであり、これらの方針と調和したものである。

このため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業については、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、農業振興地域整備計画との調和を図っていくものとする。

## （２）土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、遊休地を含め上記（１）において把握された工場適地や業務用地を優先して設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が

生じないように、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、市が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

#### ①農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域においては、農用地区域外での開発を優先するが、万勝寺町は広く農用地区域を含んでおり、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、先ず農用地区域内に存する農地以外の土地の利活用について検討することとする。

#### ②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

万勝寺町には集团的農地がある。やむを得ずこうした農地に土地利用調整区域を設定する場合でも、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じないこと、小規模の開発がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じることがないようにすること、地域計画の達成に支障が生じないようにすることなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。

また、万勝寺町において、今後、農業用排水施設の更新事業が実施される場合でも、当該事業の受益地において開発が行われることを避けるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。やむを得ず当該事業の受益地となる可能性のある土地を土地利用調整区域に含めることを検討する場合には、当該事業の担当部局と調整を行うこととする。

#### ③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において金属製品製造業、食料品製造業等の産業及び山陽自動車道、中国自動車道等の交通インフラを活用した物流関連産業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

#### ④面的整備を実施した地域を含めないこと

万勝寺町においては、ほ場整備事業の実施は一部完了しているが、今後、当該事業の対象農地になった場合も、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。(なお、該当区域については、全域が未整備地である。)

#### ⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

万勝寺町においては、現在、農地中間管理機構関連事業は実施されていないが、今後、実施が予定された場合は、農地中間管理機構関連事業を行う予定があることが公にされている農地について、土地利用調整区域に含めないこととする。また、農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

### (3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、区域全体が都市計画区域外にある農用地区域となっており、市街化調整区域は存在しない。

## 10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末までとする。

「兵庫県小野市基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。